

第3回滋賀県公益認定等委員会議事録

1 日 時 平成20年11月5日(水) 9:30~11:45

2 場 所 県庁本館4-A会議室

3 出席者 委員：北村委員長、飯野委員、筒井委員、中委員、盛武委員
事務局：総務課長、総務課職員4名

4 議 事

- (1) 公益認定等ガイドラインの追加について
- (2) 移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について
- (3) 滋賀県における公益認定等に関する運用について
- (4) 公益認定等の審議の進め方について
- (5) その他

5 審議経過

- (1) 公益認定等ガイドラインの追加について

[概要]

事務局から「公益認定等ガイドラインの追加について [認定関係] (資料1) および公益認定等ガイドラインの追加について [認可関係] (資料2)」について説明した。

[質疑等]

(委員)

資料1の18の注は、書き改められたものか。

(事務局)

書き改められたものである。

- (2) 移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について

[概要]

事務局から「移行認定のための「定款変更の作成の案」作成の案内(資料3)」について説明した。

[質疑等]

(委員)

既存の社団法人で、会員と社員の関係はどのようになっているか。

(事務局)

既存の社団法人で、会員を社員として扱っている団体もある。今後は、会員を社員と位置づけることは難しくなるので、代議員制度の考え方に沿った運用に改めてもらう必要がある。

(委員)

議決を議事案件ごとに行うに際し、何人かの人が1人に委任した場合、裁決の数え方のルールを決めておかなければならないのではないかと。

(事務局)

定款に規定するよりも、むしろ運営規則等で決めればよいと考えている。

(委員)

評議員選定委員会のメンバーは、だれが決めるのか。

(事務局)

P74の注3に記載されているように、いろいろなところから選んでくれればよいとされている。ただし、理事が入ることは、認められていない。

(委員)

評議員選定委員会のメンバーが、理事に選ばれることはできないのか。

(事務局)

理事が評議員を選ぶことになると思われる。

(委員)

省庁からお墨付きのある法人であれば、省庁の出身者が一般人と称して評議員に就任し、認可する省庁の意向が反映される仕組みになっているケースも実際にはある。経歴まで見ていく必要があるかもしれない。

(委員)

P74の注3に、評議員候補者の経歴について説明を求めることになっている。

(委員)

P79の「全員が同意したときに持ち回りができる。」とはどういう意味か。

(事務局)

法律に明文の規定があり、要件を満たしているものについては、持ち回りを認めている。

(委員)

定款に「理事長が必要と認めるときは、書面決議を求めることができる。」といった旨を規定することは認められるか。

(事務局)

具体的な内容を審査してみなければわからないが、あくまでも法律の要件を満たしてもらうことになる。

(委員)

公益認定について、地域間均衡がいわれているが、全国统一で行うということか。

(事務局)

全国統一の運用が求められている。地域性が入り込む余地はあまりないと思う。

(委員)

同一地域に、同一の公益事業を行う法人が、複数存在してもかまわないのか。

(事務局)

名称が紛らわしい場合の制限はあるが、法人数の制限はない。

(3) 滋賀県における公益認定等に関する運用について

[概要]

事務局から「滋賀県における公益認定等に関する運用について(改正案)(資料4)」について説明した。

[審議結果]

「滋賀県における公益認定等に関する運用について(改正案)(資料4)」は原案どおりで確認を得た。

(4) 公益認定等の審議の進め方について

[概要]

事務局から「滋賀県公益認定等委員会における諮問に係る審査について(案)(資料5)」について説明した。

[質疑等]

(委員)

申請から認定まで、かなり時間がかかると思う。

(委員)

申請に当たっての相談は、総務課に行けばよいのか。

(事務局)

総務課で対応する。

(委員)

法令適用事前確認は、どう対応するのか。

(事務局)

県には適用がないので、特に考えていない。

(委員)

公益法人に対して監督官庁から検査が行われているにもかかわらず、法令違反が見逃されているような場合で、我々が発見した場合、適格性に影響することはあるのか。

(事務局)

移行するまでは、我々に権限がないので、あくまでも主務官庁が指導することになるが、我々は、申請書を見た段階で、違法な点等があれば指摘していくことになる。

[審議結果]

ア 委員会の開催は開催期日の15日前までに決定し、毎月第2金曜日午後2時から定例の委員会を開催することが確認された。

イ 当面の予定としては、2月13日(金)9時30分から、3月25日(水)9時30分から委員会を開催することが確認された。

(5) その他

[概要]

次回委員会から申請に基づく公益認定等の審議を行うため、非公開で行われることが確認された。